

平成 30 年度第 3 回海老名市市民活動推進委員会（議事録）

○ 日 時

平成 30 年 10 月 26 日（金）13 時 30 分～15 時 30 分

○ 場 所

海老名市市民活動センタービナレッジ 301～303 会議室

○ 出席者

市民活動推進委員 8 名

堀尾委員長、根岸副委員長、瀬戸委員、大島委員、渋谷委員、
内山委員、勝田委員、遠藤委員

事務局 4 名

市民活動推進課長 中島 真二

市民活動推進課市民活動推進係長 山本 幸子

市民活動推進課市民活動推進係主査 古賀 雅敬

市民活動推進課市民活動推進係主事 井上 智成

1 開会

2 あいさつ

【堀尾委員長あいさつ】

3 報告

市民活動推進補助金 事業視察について事務局より説明

4 議題

- (1) 平成 31 年度市民活動推進補助金制度の運用について
- (2) 市民活動推進補助金制度補助割合等の運用について
- (3) 今後のスケジュールについて

5 その他

6 閉会

○ 会議の状況

開会およびあいさつ

【事務局】 本日はお忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。これより、平成30年度第3回海老名市市民活動推進委員会を開催いたします。

それでは、はじめに委員長よりご挨拶をお願いいたします。

【委員長】 これより平成30年度第3回市民活動推進委員会を行います。前回に引き続き、平成31年度の運用等について協議して参りたいと思います。より良いものにしていきたいと考えておりますので、ご協力のほどよろしく申し上げます。

【事務局】 委員長ありがとうございました。

報告

【事務局】 それでは、次第3報告事項に移ります。平成30年度事業視察について事務局より説明いたします。

(事務局より資料1について説明)

【委員】 (特に意見等はなし。)

【事務局】 それでは、次第4の議題に進みたいと思います。

これより先の議事進行は規定によりまして、委員長をお願いしたいと思います。

議題

(1) 平成31年度市民活動推進補助金制度の運用について

【委員】 パソコン等の事業終了後、団体の財産となり得るものはできる限り、リース対応としてもらうことも方法の1つであると思われるます。

【委員】 海老名市財産規則では、30,000円以下のものは消耗品に該当し、30,000円以上のものは備品に該当します。それを前提として、備品を「金額」により定めるのか、「性質」により定めるのか、決めた方が良いでしょう。

【委員】 海老名市財産規則では、備品を「長期的に性質又は形状を変えることなく、使用に耐えるもの」とありますが、備品に該当する品物を特定した場合、際限が無くなってしまふことから、金額による判断をした方が良いでしょう。

【事務局】 30,000円以下は消耗品、30,000円以上は備品とし、団体にとって本当に必要か否かの判断は審査によって決定していくというのはいかがでしょうか。

(委員了承)

【委員】 例えば、団体が70,000円を備品として予算に計上し、そのうち

30,000円分を補助金充当、40,000円を団体からの持出しとした場合、認めるということになるのでしょうか。

【事務局】 そのようになります。

【委員】 30,000円以上を備品扱いとし、30,000円以下は消耗品扱いとしますが、書類審査・2次審査において、委員会の中で判断することによってでしょうか。

【事務局】 その形が望ましいと思います。

【委員】 委員会としての備品取り扱い細則もしくは内規の作成をしていく必要があるように思われます。

【事務局】 承知しました。事務局案を作成して、次回委員会前までに各委員にお示ししたいと思います。

(委員了承)

【委員】 補助金の周知PRについて、ポスターを自治会の掲示板に掲示していくのはいかがでしょうか。

【事務局】 所管課に問い合わせを行い、出来る限り掲示していきたいと思っています。

【委員】 市民活動センターのFacebookやHPに補助金の周知を図るのはいかがでしょうか。

【事務局】 承知しました。指定管理者に依頼をしたいと思っています。

【委員】 別添の市民活動推進補助金の手引き内に、推進委員による交付が決定した団体の事業視察がある旨を記載した方が良いと思います。

【事務局】 申込の手引きP12に「その他」の欄があるので、そちらに記載したいと思っています。

【委員】 申込の手引きP10に実施結果について発表の場を設ける場合があるとの記載があります。要綱等を改正する際には、その部分を明確にする必要があると思います。

【事務局】 他市町村の取り組みも参考にしながら、検討していきたいと思っています。

(2) 市民活動推進補助金制度補助割合等の運用について

【事務局】 県や当市の他の補助金では、総事業費に対して何割補助などの制限を設けている場合が多く、他市町村の類似の補助金でも同様の制度を課すことで団体の自立に繋げようとしております。

資料のとおり、どのような方向性を取るのか、検討していきたいと思っています。

【委員】 当初、当補助金は団体が行う事業に対して交付するものであったと思いますが、推進補助金を継続して実施するにあたり、事業

補助というより、団体の育成としての側面もあるように思われる。こちらの部分を整理して、臨むべきではないでしょうか。

【事務局】 どちらの側面も兼ね備えているものと考えます。

例えば発展編の場合、「これまで行ってきた事業の拡大」が主旨としてありますが、事業を拡大することは、それに比例して団体の活動も活発化します。これを繰り返すことで、結果的には団体の育成にも繋がるものと考えます。

【委員】 近隣市では、団体の育成を目指すことを明確にしているところもあります。

【委員】 当補助金は1事業に対して補助金を交付しているものであることから「事業補助」であると思われます。

【事務局】 入門編は「団体の自立」を促進するためのもの、発展編は事業の継続もしくは発展を図るものとしてあるので、事業補助としての補助金の要素が強いと思われます。

(事業補助とする)

【委員】 入門・発展編の中間点にあたる補助制度を導入した方が、団体としても使いやすいのではないのでしょうか。

また、過去に事業内容を見ると発展編に及ばない事業を申請してきた団体もあったため、中間点を設けることは両方にとって良いのかもしれませんが。

【委員】 A案のような、既に行っている事業を継続する制度を新たに設けることは良いと思います。

【委員】 補助割合については、自立を促す意味で引き下げを行いたいところですが、段階的に引き下げる旨を明記すると、団体によってはマイナスイメージを持ってしまう恐れがあります。

【委員】 段階的な引き下げを明記すると、「市の財政的な問題から引き下げた」と思う方もいるかもしれません。

【委員長】 方向性としては、A案を採用する形でよろしいのでしょうか。

(委員了承)

【事務局】 資料3については、A案を主体に考えて、次回、文言等の詳細を提案させていただきます。

【委員長】 その他質問等ございますか。

【委員】 既に交付を受けている団体が、新たな事業を実施するために補助金を申請した場合は、交付対象となるのでしょうか。

【委員】 その場合は、対象とならないと考えます。

【委員】 申請団体によっては、「事業」を行うためだけに実行委員会等を立ち上げ、補助金申請するところもあるかもしれません。そう

いったケースについても考えなければならぬと思います。

【委員】 継続して事業を行う団体等を対象とする必要があると思います。

【事務局】 他市の取り組みも参考にしていきたいと思います。

(3) 今後のスケジュールについて

【委員】 11月の事業視察について、集合場所はどこになりますか。

【事務局】 団体に確認した後、再度お知らせします。

【事務局】 次回、委員会については平成30年11月29日（木）10時に行きたいと思います。

開催通知を送付いたしますので、ご確認お願いいたします。

【委員長】 それでは、議題が全て終了しましたので、議事進行を事務局にお返しします。

その他

【事務局】 委員長ありがとうございました。

次回の推進委員会については、11月29日（金）10時開始となります。詳細については別途通知させていただきますので、よろしくお願いいたします。

その他、全体を通してご質問等ありますでしょうか。

【委員】 前回、議題としてあった過去の交付団体への活動調査の進捗はいかがでしょうか。

【事務局】 11月9日（金）を回答期限としているため、まだ結果は出揃っておりません。次回会議の中で、報告いたします。

閉会

【事務局】 それでは皆様、お疲れ様でした。

これをもちまして、第3回海老名市民活動推進委員会を終了いたします。ありがとうございました。